

随意契約理由書

件名	山手幹線(森北)電線共同溝工事に伴う污水管移設工事	
契約の相手方	港建設株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、建設局東部建設事務所発注の「山手幹線(森北)電線共同溝整備工事(その2)」及び水道局配水課発注の「東灘(本山北町1丁目他)配水管取替工事」との合併入札工事であり、総合評価落札方式制限付一般競争入札として令和2年2月5日に入札価格の開札を行ったが、入札者がなかった。</p> <p>「山手幹線(森北)電線共同溝整備工事(その2)」が上記請負人と随意契約する見込みとなったため、本件においても、同請負人と随意契約する。</p> <p>なお、上記請負人は、神戸市発注の下水道工事の実績を多数有しているうえ、本工事の南側工事を施工中であることから現場条件にも精通しており、円滑・確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 下水道部 管路課 設計係	(電話番号 078-806-8784)